



第60号

発行／水戸翔合同法律事務所
〒310-0062 水戸市大町3-1-24 はばたきビル
TEL.029-231-4555(代表) FAX.029-232-0532
<http://www.habataki-lo.jp/>

安心して暮らせる年金制度を確立しよう！
老朽化した東海第二原発を廃炉にしよう！



「潟沼広浦港のネコ」
撮影：花山 知宏（所員）



弁護士 木南 貴幸

昨年は、台風・豪雨による災害が続きました。10月12日に日本に上陸した台風19号に続き、その10日後には台風20号が更に被災地を襲いました。茨城県内各地でも河川が氾濫し、床上床下浸水の被害がありました。水戸では、開通したばかりのインターチェンジが水没するなど、当時のニュース映像が鮮明に思い出されます。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、甚大な被害を受けられた方々や関係者の皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

さて、昨年日本で開催されたラグビーワールドカップは大変な盛り上がりを見せ、多くの外国人の方々が日本を訪れましたが、それに続き今年は東京オリンピックが開催され、より一層海外の目が日本に集まることになると思います。

私たち弁護士の業務との関連でいえば、日本の刑事司法制度は、捜査機関による取調べについて弁護人の立ち会いが認められておらず、常に冤罪・誤判の可能性があるにもかかわらず未だ死刑が言い渡され執行されているなど、人権を

軽視した制度として、世界各国、特にEU諸国などから強く批判されています。今年の4月には、京都において犯罪防止・刑事司法分野における国際会議である国連犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）が開催されるという中で、

ホスト国として果たして世界に誇れる刑事司法制度といえるのかどうかを改めて真剣に考える時期なのではないかと思っています。

私たちの事務所は、今年で創立35周年を迎え、本事務所ニュースも無事に第60号を発行することができました。昨年は事務局1名を増員し、現在は弁護士8名、事務局15名の体制となりましたが、皆さまのご期待に応えられるよう、所員一同より一層務めて参ります。

本年もよろしく願い申し上げます。

二〇二〇年 元旦

弁護士 谷 萩 陽 一
 弁護士 安 江 祐 一
 弁護士 佐 藤 大 志
 弁護士 五 来 則 男
 弁護士 丸 山 幸 司
 弁護士 木 南 貴 幸
 弁護士 三 村 悠 紀 子
 弁護士 鈴 木 裕 也
 事務局 一同

年金制度及び年金訴訟について

聞き手

弁護士 五來 則男

このところ年金問題が騒がれています。そこで、全日本年金者組合茨城県本部委員長の近澤重男氏に、年金について詳しくお聞きしました。

五來 日本の年金制度を歴史的に見るとどのようになりますか。

近澤 第二次大戦中に労働者年金保険というのがありますが、本格的には戦後になって日本国憲法25条に生存権が規定されてからになります。1950年に社会保障制度審議会の勧告が出され、その中で基本となる年金は国が責任を持つべきとしていたことが重要です。

五來 その後の年金制度はどうなりましたか。

近澤 機能停止状態となっていた被用者年金制度が1954年に新厚生年金保険法制定によって再生され、1959年には自営業者や農家など非被用者を対象とする国民年金法が制定されました。これは拠出制の国民年金と無拠出制の福祉年金からなり、1961年に国民年金保険料の徴収事務が開始されたことをもって国民皆年金体制が成立したとされています。この福祉年金は50年勧告の精神が生きていると思います。

五來 その後はどうですか。

近澤 ひどいインフレに対して年金の価値を維持するため1973

年に物価スライド制が採用されるという前進がありました。また、1985年には被用者年金の定額部分と国民年金とを新国民年金（基礎年金）に読み替え、被用者年金をその二階部分に位置づける改革が行われましたが、将来的給付水準の切り下げが行われました。これが現行の年金制度になっています。

五來 その後も政府の予想を上回る出生率の低下が続きますね。

近澤 そのため2004年の改正年金水準を維持することを優先しそれに伴い保険料も引き上げていくという考え方でしたが、今後は保険料率を2017年度まで引き上げ、それ以降は18・3%で固定することにしました。そして年金額はその収入の範囲内で給付するということとしました。

五來 また、その改正ではマクロ経済スライドが導入されましたね。

近澤 マクロ経済スライドとは、賃金・物価の上昇局面で年金増額率となるはずの賃金・物価の上昇率から、年金受給者数の増加と現役労働者数の減少分を考慮して約1%程度引き下げた分しか年金額を増やさないという仕組みです。年金は賃金や物価の上昇率が増額されてはじめて実質的価値が維持されるのですが、マクロ経済スライドが続く間その実質的価値は低下してしまうのです。

五來 それ以降の年金の状況はどうなっていますか。

近澤 日本は長期間デフレ状態が続いています。物価が下落すれば年金額も減額されるべきでしたが、景気対策のため2000年度から3年間、年金額を据え置いたのです。そのためその3年間で年金を減額していた場合と比較して2・5%高くなっているとして、先の2004年の改正で、物価が上昇する状況の下でその差額を解消するとしていたのです。ところが、国は2012年の改正で、その言を翻して物価下落局面でもその差額解消ができることにして、2013年10月、2014年4月にそれぞれ1%、2015年4月に0・5%年金支給額を引き下げたのです。

五來 それで、2013年10月に年金減額をした決定の取消を求めて2015年6月に提訴したので

近澤 近年の年金改正の歴史は自助の面をどんどん増やして国が責任を持つという公助の面を弱めるという動きでした。ここで見過ごせば年金の空洞化を止められず、憲法の保障する生存権や財産権がないがしろにされると考えてのものでした。

五來 年金訴訟は現在どのような状況でしょうか。



近澤 もう4年以上、国と論戦を行ってきた、昨年11月には証人尋問が行われ、今年、判決が出るという大詰め状況です。

五來 目指すべき年金制度とはどのように考えていますか。

近澤 私は、最低保障年金制度が導入されるべきと考えます。その財源は国と事業主が負担し高齢者全員に相当額が支給されるものです。日本の国力を考えれば財源的に十分可能ですし、全日本年金者組合でも検討を重ね提言を出してきました。是非、皆様にもその提言をお読みいただければと思います。

【近澤重男さん】

1933年（昭和8年）東京生まれ、その後父親の仕事の関係で上海で育つ。1946年一家で引き揚げ後栃木市に居住。東京水産大学卒。茨城県立那珂湊水産高校で教員として勤務。茨城県高等学校教職員組合書記長、委員長、茨城労連議長歴任。1996年から全日本年金者組合茨城県本部委員長。

老朽&被災原発の再稼働NO！ 8年続いた裁判は結審へ！

弁護士 丸山 幸司

東海第二原発訴訟は最終盤を迎えています。進行協議期日を利用した地震動やプラントの説明会は5回に渡って行われ、昨年12月からは証人尋問が始まっています。

原告らは、地震動の研究者の協力を得ながら、東海第二原発の耐震基準が不十分であることを立証すべく全力を挙げています。東海第二原発で耐震基準を決める上で使われているモデルは、東日本大震災で実際に観測された破壊的な揺れすら再現できておらず、結果的に耐震基準を不十分なものにしてしまっています。

プラントで脆弱な部分も明らかになってきています。压力容器スタビライザーという压力容器を支える設備の耐震性が特に乏しいことがわかっており、地震で破壊された場合には、压力容器が大きく動揺してこれにつながる配管などが破断し、重大事故に至ってしまうことが懸念されています。

今年5月に結審、年度内に判決予定です。長く続いた裁判もいよいよ終盤です。みなさまのご支援をよろしくお願いいたします。

東海第二原発

再稼働の是非は県民に聞いて！ 県民投票の実現にご協力を！

事務局 花山 知宏

東京電力を含む電力会社は昨年10月、東海第二原発の安全対策工事費3500億円を資金支援する方針を固めました。再稼働を強力に推し進める動きです。

日本原電の経理的基礎が脆弱なため、電力各社が資金支援をするものですが、多額の費用をかけて工事した後では「廃炉に!」の声はますます届きづらくなります。

茨城県内では現在、東海第二原発の再稼働の是非を問う県民投票要求運動が進められています。本格工事の着工前に、県民の意思を表明したいというものです。いばらき原発県民投票の会は、2020年の1月初旬にも直接請求署名を開始する予定で、事前準備として受任者募集を進めています。

都道府県レベルの住民投票は沖縄県でしか実現しておらず、茨城県で実現すれば画期的です。県内在住の方はぜひ受任者にご登録いただき、県民投票実現のためご支援をお願い申し上げます。カンパも受け付けております。詳しくは同封のチラシをご覧ください。



パワハラ防止法への第一歩！

弁護士 鈴木 裕也

昨年5月、パワハラ防止に関する法律が誕生しました。

とはいえ「パワハラ防止法」という名の法律ができたわけではありません。求職や職業訓練等の雇用政策に関する国の責務を定めていた「雇用対策法」の名称を「労働施策総合推進法」に変えて、そこにパワハラに関する国や企業の責任に関する規定を少し追加しただけです。そうはいっても、パワハラに関する法律の規定が設けられるのは日本で初めてのことで、報道でも大きく取り上げられました。

この法律のポイントは、次の3つです。

- ①「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの」がパワハラであると定義された
- ②パワハラに関して、企業に、相談体制の整備その他の適切な措置を講じる義務が課された（違反に対しては指導・勧告が

可能)

- ③パワハラに関する紛争が生じた場合、その解決手段の一つとして「調停」が利用できるようになった

“パワハラを職場から無くす”という目的からみて、その内容は不十分なものですが、何もなかった以前と比べればこの改正は大きな一歩でした。

もっとも、昨年10月に示された同法の指針案では、①パワハラを定義づける「優越的」という言葉を極めて狭くしたり、②労働者の行動の問題性が高ければ指導・叱責がパワハラに該当しなくなるかのような表現があったり、

- ③企業側の弁明カタログとでもいべき「パワハラに該当しない例」を掲げてみたり……と問題が山積みでした。

今回のこの法改正を意味があるものとするためにも、引き続き情勢を注視していく必要があります。



東海村焼却施設 建設差止め認める！

弁護士 安江 祐

2019年2月27日、東京高裁は、株式会社大豊プラントが東海村に建設を予定している産業廃棄物処理施設（焼却施設、破碎施設）につき、周辺住民がその建設の差し止めを求めている訴訟において、住民側敗訴の原審判決を覆し、住民側の請求を認め、株式会社大豊プラントに対し建設の差し止めを命ずる判決を言い渡しました。

これまで、許可処分取り消しの行政訴訟や建設差止の仮処分など10年以上にわたって闘ってきた裁判闘争の中で、初めて勝ち取った勝利です。本当によかったと思います。ここまで、一貫して処理施設建設に反対したたかい続けてきた菊池一二団長をはじめとする原告団の皆さんとも勝利の喜びを分かち合うことができました。現在、業者側が上告中ですが、勝利が確定するまで頑張りたいと思います。



はばたき事件簿

精神障害者の無罪を争う

弁護士 佐藤 大志

最近刑事事件を担当することが少なくなっているのですが、何度も窃盗事件を繰り返してきた被告人の弁護をここ2年ほど担当しました。この事案は、被告人が解離性同一性障害のために窃盗行為の記憶がないことから、責任能力がないことを理由として無罪を主張した事案でした。

しかし、裁判官は、副人格自身が本件犯行を認識し、犯行の是非を判断して犯行を思い止まされたものと推認できるので、被告人の責任能力は欠けることはなく、有罪であると認定し、他方で検察官が求刑した懲役3年を1年半とする量刑判断をしました。

これまでに解離性同一性障害の被告人の責任能力をどのように評価すべきかについては判例の判断も分かれており、最高裁判例は存在しません。有罪判決を受けて実際に受刑を強いられる被告人は、上記の主人格と副人格とが混在した一人の人間ですが、犯行の認識がなくその抑止ができない主人格を、上記の理由で罪に服させるべきなのか難しい判断が求められます。そのため、今回私と鈴木裕也弁護士とで、上記事件の控訴審を受任し、これから控訴審が始まります。

布川国賠訴訟控訴審 たたかいはじまる

弁護士 谷萩 陽一

布川事件の冤罪被害者である櫻井昌司さんが、国と県に対して、冤罪被害の損害賠償を求め提起した民事裁判について、昨年5月27日、東京地裁は、国と県に7600万円余の支払いを命じる判決を下しました。警察官が偽計（だます）、誘導という違法な取調べをしたこと、警察官が偽証をしたこと、検察官が証拠隠しをしたことについて違法であると認めたものです。特に、検察官には被告人に有利な証拠も提出する義務があると認めた点は画期的なものです。

他方で、判決では原告の櫻井さんが主張した多くの点を認めませんでした。一旦処分保留にしたのに証拠をねじ曲げて起訴したことの違法性も認めませんでした。国・県が控訴しましたので、櫻井さんも附帯控訴をして、控訴審でのたたかいは始まっています。ご支援をよろしく願います。

水戸市長選挙をたたかって

～市政の問題に取り組みます～

弁護士 谷 萩 陽 一

- ＊昨年4月の水戸市長選挙に「未来にはばたく水戸の会」から立候補してたたかいました。新市民会館の問題、東海第二原発再稼働の問題が二大争点でした。
- ＊新市民会館は、当初68億円の計画が320億円（現在は353億円）にまでふくらんだもので、「利権で動く市政を変えてほしい」という声が強く寄せられました。
- ＊東海第二原発については、水戸市を含む周辺自治体と日本原電が結んだ協定にある「事前了解」権を使って再稼働をやめさせる、と訴えました。
- ＊小学校のトイレの洋式化、デマンドタクシーの導入など、税金の使い方をあらためて、市民にやさしい市政にという政策をかげました。
- ＊本当に、思いがけず多くの幅広い層の皆さんから、感謝しきれないほどのご支援をいただくことができました。こうした期待を受けとめて、水戸市政の問題には引き続き取り組んでいきたいと思ひます。
- ＊新市民会館については、昨年12月に、支出の差止めを求める住民訴訟を提起しました。計画の問題点について法廷の場で明らかにしていきます。
- ＊水戸市は12月議会に「駅前広場条例」を提案しました。はじめの提案はこれまで自由に行ってきた宣伝や表現行為まで禁止される内容だったので、「駅前広場の自由を守る連絡会」を作つて市や議会へ働きかけました。
- ＊引き続き水戸市政の監視を続けます。



入所のごあいさつ

昨年4月に入所した大津彩良です。法律事務は打合せに同席させていただきながら少しずつ勉強しています。また、経理の仕事に任せていただくことが増え、事務所の力になれていることを実感しています。休日は猫の「まる」と遊んだり趣味のイラストを描いたりしています。これからも精一杯頑張りますのでよろしくお願い致します。

NEW BABY

2019年5月9日、長女が生まれました。新しい命が生まれる瞬間に立ち会うことができ、貴重な経験をさせてもらいました。ハーフバースデーを過ぎた現在では体重も生まれたときの倍以上になり、元気過ぎるくらい元気で我々両親を困らせていますが、この子が生きる時代は平和で自由な世の中であってほしいと思う今日この頃です。



木南 結ちゃん
2019年5月9日
弁護士 木南 貴幸 長女

昨年11月に所員で旅行に行つて参りました。事務所内では、木南結ちゃんの出生のほかにも、谷萩所長や所員のお孫さんのご出生など、所員に嬉しいニュースが続いていたこともあり、久しぶりの旅行をゆっくり語り合いながら楽しみました。

本年も無料法律相談カードを同封しております。ぜひ活用下さい。

(弁護士 三村 悠紀子)

編集後記

No.60 January 2020

INFORMATION

— インフォメーション —

事務所法律相談

法律問題全般を幅広く取り扱っております。予約制になっておりますので、ご予約いただきお越しください。

- 民事 ●家事（離婚・相続・後見・遺言） ●交通事故 ●労働 ●債務整理
- 刑事 ●医療過誤 ●B型肝炎訴訟 ●法人（顧問契約） ●その他

交通事故・労働（労働者側）・債務整理の初回相談料無料

その他につきましては、1回 1時間5,000円＋消費税となります。

（医療過誤等の複雑な事案の場合、10,000円＋消費税をいただくこともあります。）

※みなさまにお気軽にご相談いただけるよう、今回『無料相談カード』を同封させていただきました。身近なことから専門的分野まで対応致しますので、この機会にぜひ活用ください。

出張法律相談

県内各地での出張法律相談を行っております。各地での相談日・相談会場及び予約については、下記窓口にお問合せ下さい。

- ◎日立民主商工会 TEL.0294-37-2160
- ◎鹿行民主商工会 TEL.0299-96-7371
- ◎日本共産党東部地区委員会 TEL.029-221-7441
- ◎日本共産党西部地区委員会 TEL.0296-25-6511
- ◎日本共産党東海村委員会 TEL.029-284-0761

事務所ホームページ

事務所ホームページはこちらから！
水戸はばたき 検索
<http://www.habataki-lo.jp/>



法律相談予約・お問合せ

TEL.029-231-4555
平日 9:30～17:20 ※土日祝日は休業となります。
※12月28日から1月7日まで年末年始休業とさせていただきます。

出張セミナーのご案内

御要望の場所まで当事務所の弁護士が出張してセミナーを行います。テーマは遺言・相続・高齢者の財産管理などの問題をはじめ、労働法から憲法に至るまで、御要望に応じます。地域や職場で是非ご検討下さい。会場を確保していただければ、経費は交通費の実費と日当(1回1万円程度)です。詳細についてはお問い合わせ下さい。

はばたき友の会のご案内

事務所のこれまでの経験と運動を継承・発展させ、事務所と市民、諸運動がより連帯を強め共に支え合う組織として設立されました。「楽しく」「ためになる」企画もたくさんです。入会のお申込みは、事務所内友の会事務局までお願いいたします。

- ◎年会費は1口1,500円（個人会員のみ）です。
- ◎会員の方に無料法律相談カード（年1回）を発行しております。
- ◎ニュースの発行、会員相互の親睦を深めるレクリエーション等の企画を行います。（ボウリング・日帰りバス旅行・バーベキュー等）
- ◎身近な問題の学習会やセミナーを行います。